

令和4年度（令和5年度実施事業）
愛川町町民参加推進会議協働事業審査部会
（提案型協働事業）審査結果報告

1. 審査対象事業

NO	事業名	提案団体／事業担当課
1	（継続）地震に強いまちづくり促進事業	（一社）神奈川県建築士事務所協会愛川支部／建設部都市施設課

※ No.1 は行政提案型協働事業

2. 審査部会の開催

（1）審査部会の実施状況

開催日：令和4年11月20日（日）午前10時00分～午前11時15分

会場：愛川町文化会館 3階特別会議室

◆書類審査（事前に審査委員の自宅で実施）

・内容 書類審査

◆個別ヒアリング（公開）

・内容 事業を提案した団体及び事業担当課からヒアリング

◆審査（書類審査及び個別ヒアリングに基づき審査委員の自宅で実施）

・内容 採点及び評価

（2）審査部会委員

委員氏名	選出区分	備考
古賀 学	専門委員	会長
小倉 理男	公益活動に実績のある者	副会長
翁 長 陽子	町の各種施策に知見を有する者	
小野澤 悟	町の各種施策に知見を有する者	
根本 真由美	公募委員	

(3) 審査方法

ア 審査基準に基づく採点

書類審査及び個別ヒアリングでの質疑応答などの内容を踏まえ、別紙「審査基準」のとおり、10の審査項目について、各5点満点（各事業50点満点）で採点し、委員の合計評価点の平均が30点未満又は過半数の委員が30点未満の評価をした事業は、不採用とすることとした。

また委員が団体の構成員に含まれている事業については、その委員は当該事業の審査に加わらず、その他委員の総評点に基づき採点を行うこととしているが、今回、該当する事業はなかった。

なお、採点については審査シートを用いて委員の自宅で行い、その結果を行政推進課でまとめ委員の合計評価点の平均点などを集計した。

イ 応募事業に対する評価

委員は、事業に対する採点と併せ審査シートに事業及び事業全体に対する評価を記載し、行政推進課ではこれを取りまとめの上、提案団体及び事業担当課に通知することとしている。

3. 審査結果

(1) 審査事業全体に対する評価

全 体 の 評 価	
○	<p>3年間の事業においては、1年目は協働による必要性・メリットの明確化、事業実施と反省点・改善点等の明確化、2年目は課題解決及び成果の明確化、3年目は事業の成果を踏まえた自立に向けての試行的事業の付加といった、3年間のメリハリをつけた事業の実施も必要かもしれない。</p> <p>特に行政においては既存事業の中で位置づけを明確にし（協働の意味）、事業の継続性を図っていくことが大切である。</p> <p>また、事業が続いていくとマンネリ化や情報不足が起こってくるため、情報提供を積極的に行っていくことが大事である。</p>
○	やや硬い事業が多いので、楽し気な事業申請・実施などももっとあってよいかと思う。
○	全体で新規協働事業の提案がなかったことに対し意見があり、応募されるような努力をもっとして欲しかった。
○	町行政の課題の中から、住民との協働による解決策を模索し、担当課や団体と調整し、事業を作り上げることが重要である。
○	コミュニティを広げることで業者に頼むことなく、地域で直したり作業するのが大変でない老人や住民がいると思う。
○	町の小中学校で、ボランティアで草刈りを募って行っているように、地域でも同じような事が出来れば、町行政への負担も少しは減ると考える。
○	<p>提案型協働事業が開始されてから既に10年が経過しており、最近では提案される事業も少なく、来年度は行政提案型事業として1事業のみが継続されることになっている。</p> <p>こうした状況の中で、住民事業に対する認知度の向上や事業の在り方など、見直しを図る必要がある。</p> <p>なお、見直しをする場合においては、行政のみだけではなく委員や提案経験のある団体など幅広く意見を聞き、方向性を検討することが望ましい。</p>
○	今回の協働事業は大きな成果が認められることから、今後においても有益な新規事業の発掘に努めてもらいたい。
○	<p>今回のような事業は、事業終了後も積極的に事業を推進することが望ましいと考えられる。</p> <p>については、事業終了後においても施策として継続すべき事業と認められるときは、継続可能となるよう、具体的な支援策を施す必要があると思う。</p>

(2) 個別事業の評価（行政提案型協働事業）

NO	事業名	提案団体
1	地震に強いまちづくり促進事業	(一社) 神奈川県建築士事務所協会愛川支部
<p>【事業概要】</p> <p>旧耐震木造住宅やブロック塀の構造について、専門知識を生かし、旧耐震木造住宅や危険性のあるブロック塀を調査し、実態を把握するとともに、建築物等の所有者等に対し適</p>		

切な情報提供等を行い、安全に対する意識の向上を図る。

【事業内容】

対象住宅は、約2,500件あることから、今年度は半原、田代、角田、三増地区を中心に868件について個別訪問を行い、あわせて同地区の危険性のあるブロック塀の洗い出しを行う。

個別訪問については、実施時期を4半期に分け、訪問した住宅所有者を対象とした相談会を開催する。

《令和5年度》

4・5月	個別訪問（川北区・宮本区）
6月	相談会開催
7・8月	個別訪問（田代区）
8月	相談会開催
10・11月	個別訪問（角田区・小沢区）
12月	相談会開催
1・2月	個別訪問（三増区・箕輪区）
3月	相談会開催

【団体の役割】

- ・旧耐震木造住宅の調査
- ・危険性のあるブロック塀等の調査
- ・該当建築物等の所有者等に対する周知・相談
- ・耐震診断等補助制度の申請

【町の役割】

- ・事業運営費等の負担
- ・戸別訪問等の基礎資料の提供
- ・一般世帯への耐震化促進等の普及啓発
- ・相談会の開催場所の手配

【審査部会講評】

- 3年間ほぼ同様の事業実施となっているが、今回の事業最終年においては、今後に向けての継続性や新規事業への展開など明確化する必要がある。
- 今後に踏み込んだ自立に向けた試行的事業も必要かもしれない。
その時、事業終了時における申請者と行政担当部署との役割分担と継続性を明確にする必要がある。
- 本事業は行政が行ってもよい事業ではないかと思われるが、3年間民間活力を活用した結果を活かして、行政がどう引き続いて災害対策や市民の安全な環境づくり、空き家対策などといった広がりある関連事業へ継続していくかが重要となる。
- 本事業は町の行政課題に対し、団体の専門性を活かすことができ、協働事業として最適だと考える。
- 補助申請に至ることはまだ多いとは言えないが、相談件数は増加しているとのことであり、こうした地道な努力が安全安心なまちづくりに必ずつながる。
- 事務所協会との協働関係を3年間で終了となることはもったいなく、本事業のフォローアップや空き家対策など、町との協働（本制度によらない委託や補助事業を含む）について模索して欲しい。

- 本事業は町の住宅やブロック塀を調査していて、重要な役割を担ってくれていて町民としてありがたい。
- チラン配りや相談会なども行っており、少し相談したいと思ったときには、町との協働を行っていることで安心して相談できる。
- 次の年度も続けて行ってもらう方法をこの先考えていき、町が活性化してもらいたい。
- 空き家対策を今後も期待したい。
- 本事業は、旧耐震木造住宅の耐震化を促進し、災害から住民の生命、財産を守るために極めて重要な事業であり、住民自身も耐震化について意識の向上が図られたことは大きな成果ある。
- 6人と少ない人員の中で、本業の傍ら 2,500 件を訪問し、相談事業を行うことは大変な苦労があったと考える。
- 今後においては、行政としてこの成果を町の施策に反映し、今後の計画に役立てて欲しい。
- 戸別訪問などで、住民から不審者と間違われたり、誤解をされたりすることのないよう、町職員が同行することは有効な方法と考えられる。

【審査の結果】平均評価点：41.4点／50点満点

協働事業として実施することがふさわしい事業であるとする。

(別紙)

愛川町提案型協働事業審査基準

- ① 評価は、「事業の内容」「協働の必要性」「事業の実現性」「協働意識の醸成」の大項目を細分した10の項目で行う。
- ② 審査部会における採否の決定方法は、町民活動応援事業の審査方法に準ずる。

審査項目		評価のポイント
事業の内容	①公益性	不特定多数の住民の利益の増進に寄与するなど、公益性の高い事業であるか。
	②目的・成果設定	事業を行うことにより達成しようとする目標や成果は明確になっているか。
	③発展性・普及性	提案事業に発展性や普及性があり、事業内容が将来的に継続して行われるか。
協働の必要性	④必要性	課題解決のために協働という手法が必要とされているか、また住民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等が活かされた事業であるか。
	⑤協働の効果	課題解決のために協働を行うことによって、相乗効果や波及効果が期待できるか。
	⑥役割分担	提案団体と町の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。
事業の実現性	⑦実現性	事業を計画どおりに実施することが可能であるか、法的に実現が可能であるか。
	⑧費用の妥当性	適切な費用の積算となっているか。
	⑨実施能力	提案団体には、事業を遂行する能力があると認められるか。
⑩協働意識の醸成		提案事業は、多くの住民が関わりを持つなど、町民や地域の協働意識の醸成につながるか。

※ 上記10項目について、5点満点で採点する。

(総評点50点満点)

評価	特に優れている	優れている	普通	あまり良くない	良くない
点数	5	4	3	2	1

※ 審査員としての最終的な採否は、審査員の合計評価点で決定する。

※ 合計評価点の平均が30点未満又は過半数の審査員が30点未満の評価をした事業は、不採用とする。